

## 合同学校運営協議会開催要領

### (目的)

第1条 この要領は、合同学校運営協議会（以下、「合同協議会」という。）の開催に関し、必要な事項を定める。

### (会議)

第2条 合同協議会は、別表に掲げる小学校において開催する。

2 合同協議会は、両小学校の学校運営協議会の会長が召集する。

3 教育委員会事務局教育総務部教育政策課の職員は、合同協議会の開催について、必要な調整等を行う。

### (合同協議会の役割)

第3条 合同協議会は、両校の統合に向けて、以下の事項について、協議・検討等を行う。

(1) 学校・保護者・地域等の調整状況等の情報共有・意見交換

(2) その他、調整事項等の協議・検討等

### (庶務等)

第4条 教育委員会事務局教育総務部教育政策課の職員は、会議の進行を行う。

2 合同協議会の庶務等は、教育委員会事務局教育総務部教育政策課及び学校教育部教育指導課において行う。

### (地域等への情報提供)

第5条 合同協議会を開催したときは、会議の内容を対象小学校の保護者及び地域住民に周知するとともに、横須賀市ホームページに掲載する。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、合同協議会の運営等に関し必要な事項は、教育総務部長が定める。

## 附則

### (施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

### (この要領の失効)

2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条第1項関係）

地域	合同学校運営協議会
田浦地域	田浦小学校 長浦小学校
走水・馬堀地域	走水小学校 馬堀小学校